

令和7年9月作成

I.事業及び募集に係る基本的事項

1. 事業及び本プロポーザルの目的

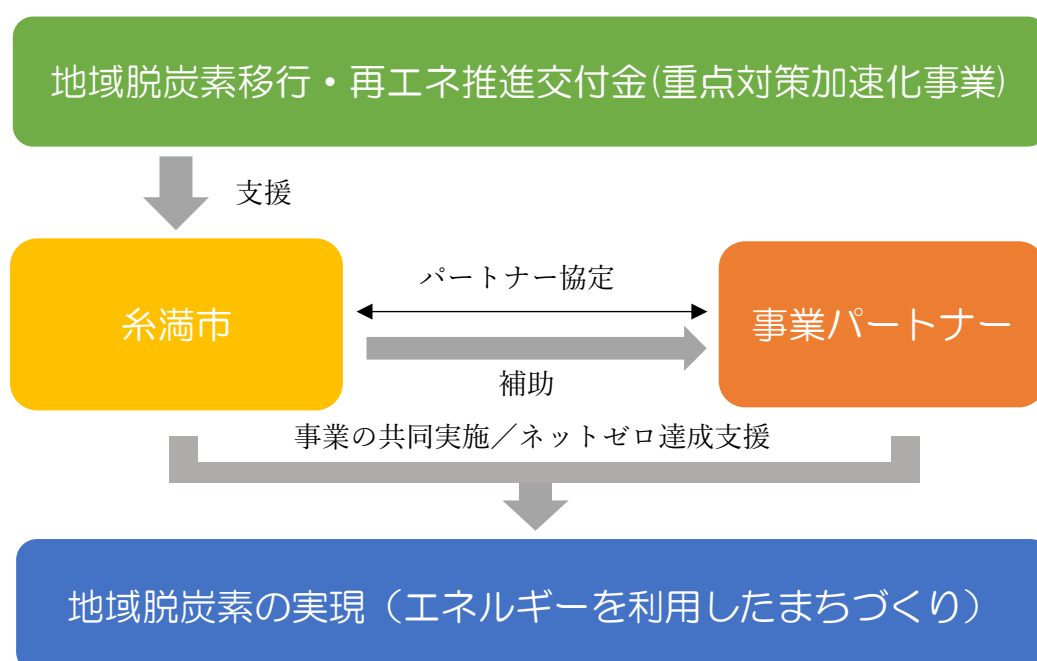
国は、2050年のカーボンニュートラル社会の実現に向け、令和3年6月に地域脱炭素ロードマップを策定し、その中で、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」が制定され、脱炭素の基盤となる「重点対策」を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進することとなっている。

本市においても2050年のカーボンニュートラルを推進するため、地球温暖化対策推進法に基づき令和4年度に「地球温暖化対策実行計画【区域施策編】」及び「糸満市ゼロカーボン戦略」を策定し、令和6年度には第5回脱炭素先行地域への応募など、地球温暖化対策への取組を行っているところである。

今後より一層の脱炭素の基盤となる重点対策を複合的かつ複数年度にわたって取り組むことを目的として、環境省令和7年度重点対策加速化事業に応募した「糸満市地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画(重点対策加速化事業)」計画名：「脱炭素なミライはイトマンから創る～費用をかけずにCO2削減量を最大化するゼロ・カーボンシティ推進事業～」が、令和7年6月採択された。

本プロポーザルは、今年度より実施する糸満市重点対策加速化事業の推進にあたり、専門的な知識や技術、経験を生かして、本市と連携して地域脱炭素の取組を推進ことができる企業（以下、「事業パートナー」という。）を、公募型プロポーザル方式によって選定するものである。

2. 事業スキーム



3. 協定

重点対策加速化事業パートナーとしての協定となる。なお、協定の内容は別紙の包括連携協定（案）を基にお互い協議の上、作成し、協定を締結する。

なお、協定に基づく業務に係る費用については、事業パートナーが負担するものとする。（糸満市から、事業パートナーに費用を支払うことはしない。）

4. 事業パートナーに求める能力

①糸満市重点対策加速化事業(以下、本事業)を着実に推し進めるための手法及び推進体制があり、地域脱炭素の基盤づくりを本市とともに担うことができる。

②本市公共・公用施設における電力消費に伴う二酸化炭素排出実質ゼロ(ネットゼロ)達成のための支援を行うことができる。

③本事業に必要な技術的な知識や経営・会計などの専門知識がある。

④住民との対話や情報共有を丁寧に行い、合意形成を円滑に進めることができる。

⑤補助金に依存せず、事業期間後においても地域内エネルギーの地産地消する自立した事業モデルを構築することができる。

5. 事業パートナーに求める業務

事業パートナーに求める業務は以下の通りとする。

①本事業における各取組の共同実施

②2030年を待たずに本市公共・公用施設における電力消費に伴う二酸化炭素排出実質ゼロ(ネットゼロ)達成に関する支援

③本事業実施における効率性やコスト低減、人材育成等に資する創意工夫の取組

④本事業を通じての地域課題の解決に資する取組

6. 事業パートナーの期間

当該実施要領に係る事業パートナーの期間は、原則、重点対策加速化事業期間である令和7年度から令和11年度までとする。

Ⅱ.公募について

1. 参加資格要件

No	参加資格要件	要件を満たす必要がある参加者
①	経済産業省が定める小売電気事業者、又は協定締結までに取得見込みのある者	参加者いずれかが満たせばよい
②	民法及び会社法に基づく法人	参加者いずれかが満たせばよい
③	「Ⅰ 5. 事業パートナーに求める業務」の推進について、適正な実施体制を有し、糸満市に対し適切な助言や提案ができる者	代表企業が満たす必要がある

④	沖縄県内に本店、支店又は営業所を有している者	代表企業が満たす必要がある
⑤	自己又は自社の役員等が、次の事項のいずれにも該当しない者、及び次の事項に掲げる者がその経営に実質的に関与していない者 ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体 イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体 ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体 エ 暴力団（糸満市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（糸満市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。） オ 糸満市長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体	参加者すべてが満たす必要がある
⑥	国税及び県税、市町村税を滞納していない	参加者すべてが満たす必要がある
⑦	会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされていない	参加者すべてが満たす必要がある

2. 選定方法

事業パートナーの選定は、本事業に対する発想や課題解決方法及び取組等の提案を審査し、市にとって最も適切な創造力、技術力、経験を持つ事業者を選定するため、「公募型プロポーザル方式」により実施する。

3. 応募の構成

「Ⅱ 1. 参加資格要件」を満たす、単独企業又は複数企業によるグループ参加(コンソーシアム)とする。なお、グループでの参加の場合は、参加する企業のいずれかが参加資格要件を満たしていればよいものとする。ただし、「Ⅱ 1. 参加資格要件」の⑤～⑦はすべての参加が満たさなければならず、②～④は代表企業が満たす必要がある。

なお、グループ参加する企業は単独及び他のグループ参加企業として、本プロポーザルに参加することはできない。

4. 公募及び選定スケジュール

- | | |
|------------|--------------------|
| ①公募告示 | 令和7年9月16日（火） |
| ②質問書提出締切 | 令和7年9月22日（月）正午 |
| ③質問回答 | 令和7年9月26日（金）までに回答 |
| ④参加表明書提出締切 | 令和7年10月 7日（火） |
| ⑤提案書等提出締切 | 令和7年10月 7日（火） |
| ⑥一次審査結果通知 | 令和7年10月10日（金）までに通知 |
| ⑦プレゼンテーション | 令和7年10月16日（木）予定 |
| ⑧二次審査結果通知 | 令和7年10月17日（金）予定 |

※上記日程については、現時点での予定であり、変更となる可能性があります。変更があった場合は本市ホームページでお知らせ致します。

5. 参加者の失格

参加者が次の事項に該当すると糸満市が判断した場合は失格とする。

ただし、糸満市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

- ①本要領を遵守しない場合
- ②所定の日時及び場所に提案書等を提出しないとき。
- ③提出書類に虚偽の記載をした場合
- ④プレゼンテーション審査に、正当な理由なしに参加しなかった場合
- ⑤審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑥参加資格を欠いていることが判明した場合
- ⑦提案の内容またはその提出の意思について、他の参加者と相談を行った場合
（グループ参加(コンソーシアム)による参加を除く）
- ⑧その他参加者の失格事項に相当するものと、糸満市が判断した場合

6. 応募者、グループ参加者の変更

応募書類の提出後は、応募者の変更または追加は原則として認めない。

ただし、市がやむを得ないと判断した場合は変更を認める場合がある。

7. 質問書の受付及び回答

本要領の内容に不明な点がある場合は、質問内容を具体的に記入し、フォームにて提出すること。電話や窓口訪問による口頭での対応は行わない。

- ①提出方法：電子フォーム（期限内提出厳守とする。）
- ②期限：令和7年9月22日（月）正午まで（期限内提出厳守とする。）
- ③フォームURL：「Ⅲ. その他 3. 手続きに関する問い合わせ先」参照。
- ④回答方法：質問に対する回答は、質問者が特定できないようにしたうえで、令和7年9月26日（金）までに本市ホームページにて全質問及び回答を公表。

8. 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書をフォームにて提出すること。

①提出締切：令和7年10月 7日（火）

②提出方法：電子フォーム（期限内提出厳守とする。）

③フォームURL：「Ⅲ. その他 3. 手続きに関する問い合わせ先」参照。

※様式はPDF化し、提出すること。

9. 提案書等の提出

① 提出締切：令和7年10月 7日（火）

② 提出書類：次に掲げる様式等によりフォームから提案すること。

No.	提出書類	様式	留意事項
1	技術提案書提出届	様式1	※表紙部分
2	会社概要書	任意様式	・ A4判1枚以内 ※以下の項目は必ず記載すること。 ・ 会社名 ・ 本社（支社、事務所）所在地 ・ 営業種目 ・ 技術者数（本社、支社及び事務所） ・ 資本金、自己資本比率、直近3会計年度の経常利益 ・ 連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス）
3	会社の業務経歴書	様式2	・ 電気事業関連における実施可能事業 ・ 電気事業関連の事業実績及び再生可能エネルギー等による電力供給の実績(直近5年以内) ・ 自治体と連携した地域脱炭素や地球温暖化対策に向けた再エネ・省エネ施策の実績(直近5年以内)
4	業務の実施体制	様式3	・ 専門知識を持つ人員配置 ・ 事業を実施するにあたっての人員体制
5	配置予定技術者	様式4	事業を担当する技術者3名以内を記載
6	業務フロー、スケジュール表	任意様式	A4判 2枚以内
7	技術提案書	様式5	A4判 ※提案書は過剰な内容とならないよう留意すること。
8	登記簿謄本	発行者様式	
9	業務経歴確認資料	任意様式	・ 会社の業務経歴書の業務内容がわかる資料(成果品、概要書等)
10	直近3会計年度の財務諸表	任意様式	・ 貸借対照表、損益計算書等
11	納税証明書	発行者様式	・ 国税及び地方税の納税を証明するもの
12	経済産業省が定める小売電気事業者であることを証する書類	発行者様式	・ 電気事業省(昭和39年法律第170号)第2条の4第2項に基づく通知 等

13	技術職員資格等証明書	発行者 様式	・配置技術者の資格を証明する書類の写し
----	------------	-----------	---------------------

③提出方法：電子フォームから提出。（期限内提出厳守とする。）

④フォーム URL：「Ⅲ. その他 3. 手続きに関する問い合わせ先」参照。

※提出は1 業者又は1 グループ(コンソーシアム)につき、1 提案とする。

※グループ(コンソーシアム)での参加の場合は、全ての構成員がNo.2、No.3、No.8～No.11 の書類を提出すること。

※配置予定技術者は、やむを得ない場合を除き変更できないものとする。

※各様式は PDF 化し、提出すること。

※必要に応じて追加資料等の提出等を求めることがある。

10. 技術提案書への記載事項

本要領の業務内容を踏まえ、少なくとも以下の記載内容を明らかにして、技術提案書（様式5号）を作成すること。

No	記載項目	記載事項
1	本市の地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画(重点対策加速化事業)の推進及び公共・公用施設におけるネットゼロ達成に向けた具体的取組内容	①再エネ・省エネ設備の導入計画 本市の地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画(重点対策加速化事業)(以下、本市事業計画)に掲げる各需要家に対する(個人・民間事業者・公共)再エネ・省エネ設備の導入計画について、提案する事業スキームをそれぞれ説明すること。 ※提案する設備、導入手法は、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙2(重点対策加速化事業)」の対象となるものに限る。 ②事業実施における創意工夫 本市事業計画に掲げる事業の効率性、事業のコスト低減、人材育成等の取組をどのように具体化していくかを説明すること。 ③事業を通じて実施する地域脱炭素の基盤づくりの取組 本市事業計画に掲げる個人、民間事業者、公共、農業に対する事業実施による地域脱炭素の基盤づくりについて、どのように具体化していくかを説明すること。 ④地域課題の解決や住民の暮らしの質の向上等、期待される効果 本市事業計画に掲げる地域課題(農業で稼ぐ力の向上、災害時レジリエンスの強化、シビックプライドの醸成)の解決について、本事業を通じてどのように具体化していくかを説明すること。 ⑤本市公共・公用施設におけるネットゼロ達成支援 本市の地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画(重点対策加速化事業)に掲げる2030年を待たずに公共・公用施設の電力消費に伴うCO2排出量を実質0とする取組について、提案者として可能な支援を記載すること。

		⑥実施スケジュール ・取組全体及び取組別の実施スケジュールについて説明するとともに、簡潔に図示すること
2	2050 年カーボンニュートラルに向けた独自提案	①2050 年カーボンニュートラルに向けた独自提案 事業期間後においても 2050 年カーボンニュートラルを目標とした自立した事業モデルの構築するための独自提案があれば記載してください。
3	組織管理計画	① 事業実施体制及び事業パートナーの役割分担 ・組織体制の基本方針 ・各社の役割分担 ・ガバナンス ・役員構成 ・本店(支店・営業所含む)の設置場所
4	リスク管理計画	① 本事業におけるリスクの想定及びその対応策 ・想定されるリスクの列挙（収支変動リスク、電力システム改革など）及びその対応策 ・利害関係者間のリスク分担の考え方 ② 緊急時に事業を確実に継続できる体制や仕組みへの工夫 ・災害時の緊急体制（市との連絡体制について） ・事業パートナーの倒産、会社の清算 ・災害時の電力の安定供給に資する取組

②技術提案書の作成に当たっては、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙2(重点対策加速化事業)」及び「糸満市地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画(重点対策加速化事業)」の内容に即した提案を行うこと。

③上記の表の記載事項とそれに対する提案・実施方針は対応させて分かりやすいように記載すること。

④文字サイズは 10 ポイント以上とすること。

⑤記載する内容は簡潔明瞭に作成すること。図示、着色は自由とする。

⑥使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

1.1. 提案書等の取扱いについて

①提出した技術提案書等は、原則として変更又は取消しができないものとする

②技術提案書等の作成・提出等の一切の経費は、提案者の負担とする

③参加資格を有しない者が提出した技術提案書等は、無効とする

④技術提案書等に虚偽の記載をした場合は、無効とする

⑤技術提案書等は公表しない。ただし、ただし、糸満市情報公開条例及びその他関連する条例又は規則等に基づいた取り扱いとなる。

⑥提出された技術提案書等の著作権は、その提出者に帰属する。ただし、協定の締結者の提出書類は、糸満市が必要とする範囲内において、無償で使用できることとする。

⑦提出書類は、必要な範囲内において複写できることが出来るものとし、提案者の同意を得て、HP 等で公表することがある。

1.2. 応募の辞退について

応募を辞退する場合は辞退届（様式6）を提出すること。

1 3. 選定委員会について

協定締結業者を適正に選定するため糸満市重点対策加速化事業パートナー公募型プロポーザル優先候補者選定委員会（以下「委員会」という。）でプロポーザルによる採点審査を行い、協定締結候補者を選定する。

1 4. 一次審査

- ①提出のあった技術提案書等については、「糸満市重点対策加速化事業パートナー選定公募型プロポーザル審査基準」に基づき技術提案書等の一次審査（書類審査）を行う。
- ②次の（ア）～（イ）の項目により審査を行い、令和7年10月10日（金）までにメールにて結果通知を行う。
 - （ア）.業務経歴 配点：20／30
 - （イ）.業務実施体制 配点：10／30
- ③審査結果に対する異議申立ては受理しない。
- ④一次審査の通過業者およびグループは上位3社までとする。
- ⑤一次審査に合格した参加者およびグループ（以下、「一次審査通過業者」という。）に対しては、プレゼンテーションへの出席及び日時等についてメールにて通知する。なお、不適合と判断した業者については、その旨を通知し、プレゼンテーションへの参加は認めない。

1 5. プレゼンテーションの実施

一次審査通過業者について、プレゼンテーション（以下「プレゼン」と略す。）を行う。

- ①プレゼンの実施日時及び場所等の詳細については、後日連絡する。
- ②プレゼンの順番については、事務局によるくじ引きにて決定する。
- ③プレゼンは提出のあった、配置予定技術者が行うこと。
- ④プレゼンへの出席者は4名以内とする。
- ⑤プレゼンは技術提案書（様式5）により実施する。なお、技術提案書を補完する資料としてパワーポイントによるプレゼンを認める。
- ⑥プレゼンの持ち時間は 20 分以内とし、その後 25 分以内で質疑応答を行う。
- ⑦プレゼンの説明については、技術提案書（様式5号）の内容について説明を行うこと。
- ⑧プレゼンの説明内容は提出した書類をもとに行うものとし、新たに書き加えることや別の図表を追加することはできない。
- ⑨参加者が1社の場合については、プレゼンを行ったうえで、委員会が本プロポーザル要領等を満たすと判断した場合は、その1者を協定締結候補者とする。
- ⑩模型の持ち込み、追加資料の配布は認めない。
- ⑪プロジェクター及びスクリーンは市で準備するが、パソコンその他必要な機器は、参加者で準備すること。
- ⑫プレゼンテーションは非公開で行うが、記録のため、録音、写真の撮影等を行う場合

がある。

16. 審査方法等

各参加業者のプレゼンテーション終了後、次の②の項目により各委員が採点・審査を行い、①と②の合計得点の高い順に順位を付ける。順位 1 位とつけた委員の数が最も多い者を協定締結候補者とし、その次に多い者を次点候補者として選定する。

①業務遂行能力・・・・・・配点：30／100

②技術提案の内容・・・・・・配点：70／100

※審査基準は別表「糸満市重点対策加速化事業パートナー選定公募型プロポーザル審査基準」によるものとする。

※審査は非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

※委員の合計点数の総計が満点の 6 割に満たない場合は選定外とする。

※順位 1 位とつけた委員の数が最も多い者が複数ある場合は、委員の多数決により協定の相手方となる候補者を選定する。

17. 審査結果の通知及び公表

審査結果は後日すみやかに通知する。また、協定締結候補者名等について、市ホームページに掲載し公表する。

18. 協定の締結権

委員会にて順位 1 位とつけた委員の数が最も多い者を協定締結候補者として選定し、糸満市との協定の締結権を有するものとする。

また、最上位者が辞退を申し出た場合には、次点の業者を協定締結候補者とする。

19. 選定事業者の責務

協定締結者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、地方公共団体である本市の事業パートナーとして、業務実施に際しては企業としての中立を遵守すること。

20. 優先候補者を選定しない場合

公募及び事業者選定において、最終的に応募者がいない場合、またはいずれの応募者も「Ⅱ 1. 参加資格要件」を満たさない等の理由により優先候補者を選定せず、本募集を取り消す場合がある。

Ⅲ. その他

1. 提案に係る費用の負担

技術提案及びヒアリング又はプレゼンに係る費用は全て提案者の負担とする。

2. 注意事項

本公募は、事業期間(令和 7 年度～令和 11 年度)における環境省地域脱炭素移行・再エネ

推進交付金及び糸満市脱炭素事業推進補助金の予算成立を前提としたものです。

各年度の当該予算が成立しなかった場合、本公募型プロポーザル方式により特定した企業等との協定を取りやめることがありますので、予め了承のうえ応募してください。

3. 手続きに関する問い合わせ先

- ① 担 当：糸満市役所 企画部 政策推進課 大城、仲間
- ② 住 所：〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地
- ③ 電 話：098-840-8122
- ④ F A X：098-840-8157
- ⑤ メール：seisaku@city.itoman.lg.jp
- ⑥ 提出フォーム

質問書の提出：<https://logoform.jp/form/mn7P/1205742>

参加表明書の提出：<https://logoform.jp/form/mn7P/1205808>

技術提案書等の提出：<https://logoform.jp/form/mn7P/1208449>

開庁時間 午前9時から12時 午後1時から午後5時15分まで（土日祝日を除く）。

糸満市と〇〇との重点対策加速化事業推進に向けた包括連携協定（案）

糸満市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、相互に連携し、地域脱炭素社会の基盤となる重点対策を推進するため、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本市における地域脱炭素社会の基盤となる重点対策を推進し、2050年の持続可能な地域脱炭素社会実現を目指して、甲及び乙が緊密に連携・協力することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し取り組むものとする。

（1）本事業における各取組の共同実施

（2）糸満市公共・公用施設における電力消費に伴う二酸化炭素排出実質ゼロ（ネットゼロ）達成

（3）本事業実施における効率性やコスト低減、人材育成等に資する創意工夫の取組

（4）本事業を通じての地域課題の解決に資する取組

※上記各号の具体的な取組については、糸満市重点対策加速化事業パートナー選定公募型プロポーザルの際に提案のあった業務の取組を基本とする。

2 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、取組ごとに別途取り決める。

3 第1項各号に定める連携事項を推進するに当たっては、甲と乙は、事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。

4 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。この限りにおいて、相手方から提供を受けた情報等に不正確や誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を求めることはできないものとする。

（連携事項に伴う費用）

第3条 前条に基づく取組については、互いに費用は求めることができないものとする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、国の地域脱炭素移行・

再エネ推進交付金の交付決定及び糸満市脱炭素事業推進補助金の予算成立がされない場合等は、双方協議の上、本協定の継続について決定する。

（協定の解除）

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

（協定の見直し）

第6条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、変更を行うものとする。

（守秘義務）

第7条 甲及び乙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（疑義の決定）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和●●年●●月●●日

甲 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地
沖縄県糸満市
糸満市長

乙 （住所）
（社名）
（肩書き） （お名前）